

延 滞 金 速 算 表

適用期間（令和8年1月1日～令和8年12月31日）

☆ この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています

簡単な手続きで大きな安心

安全、便利な口座振替をご利用ください。

（令和7年12月 納税課 作成）

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 税務部 納税課

TEL (099) 216-1190 (直通)

延滞金について

延滞金は納期限の翌日から納付の日数に応じ、平成 25 年 12 月 31 以前は年 14.6%、平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは年 9.2%、平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までは年 9.1%、平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは年 9.0%、平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までは年 8.9%、令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは年 8.8%、令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までは年 8.7%、令和 8 年 1 月 1 日以降は年 9.1% {納期限の翌日から 1 月を経過するまでの間は年 7.3% (ただし、平成 12 年 1 月 1 日から平成 13 年 12 月 31 日までは年 4.5%、平成 14 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までは年 4.1%、平成 19 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは年 4.4%、平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは年 4.7%、平成 21 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは年 4.5%、平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までは年 4.3%、平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは年 2.9%、平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までは年 2.8%、平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは年 2.7%、平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までは年 2.6%、令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは年 2.5%、令和 4 年 1 月 1 日以降から令和 7 年 12 月 31 日までは年 2.4%、令和 8 年 1 月 1 日以降は年 2.8%の割合} を乗じて計算します。

使用上の注意

1. 税額が 2,000 円未満の場合は、延滞金は計算しません。また、税額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて計算してください。
2. 算出した延滞金が 1,000 円未満の場合は、徴収できません。また、算出した延滞金に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨ててください。

(注) 速算表により算出した 100 円未満の端数が 0 円～3 円程度の場合、正式計算で当該 100 円を下回ることがあります。最後の頁を参照してください。

速算表の見方

この表は、税額 1,000 円に対する延滞金額を表示しています。

算出例 1

令和 7 年度固定資産税第 1 期分（納期限令和 7 年 6 月 2 日）税額 40,400 円を令和 8 年 5 月 15 日に収納する場合、P5 の 7 年度固定 1 期の列と 15 日の行の交差している欄（79.01096）が税額 1,000 円に対する延滞金額です。また、税額が 40,400 円の場合は 1,000 円未満の端数を切り捨てた 40,000 円で計算します。

（計算） $40 \times 79.01096 \div 3,160$ 円

算出した延滞金 3,160 円から 100 円未満の端数を切り捨てた 3,100 円が求める延滞金額です。

算出例 2

令和 6 年度固定資産税第 4 期分（納期限令和 7 年 1 月 6 日）税額 15,000 円を令和 8 年 5 月 15 日に収納する場合、P5 の 7 年度固定 4 期の列と 15 日の行の交差している欄（27.06027）と納期限令和 7 年 1 月 6 日の加算値（86.81644）を加えた値（113.87671）が税額 1,000 円に対する延滞金額です。

（計算） $15 \times 113.87671 \div 1,708$ 円

算出した延滞金 1,708 円から 100 円未満の端数を切り捨てた 1,700 円が求める延滞金額です。

算出した延滞金の100円未満の端数の額について

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、適用を受ける割合の期間ごと（年率の異なる期間ごと）に算出した金額（1円未満の端数切捨て）を合算して算出します。

（合算した金額に100円未満の端数がある場合は切捨て）

しかし、本表では、期間ごとの金額を計算することができないため、本表により算出した金額の100円未満の端数が概ね3円以下の場合、本来の計算方法による算出額より延滞金額が100円上回ることがあります。

このようなことから、本表により算出した金額の100円未満の端数が0円～3円程度の場合は、念のため鹿児島市納税課までお問い合わせください。

例

対象税額等 令和4年1月31日納期限・税額88,200円の場合

納付日 令和8年10月2日

○正式計算による延滞金算出額

1月を経過するまでの令和4年中の延滞金額

$$88,000 \text{ 円} \times 0.024 \times 28 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 162.016 \text{ 円} \quad (\text{端数切捨て}) \quad 162 \text{ 円}$$

1月経過後の令和4年中の延滞金額

$$88,000 \text{ 円} \times 0.087 \times (365 \text{ 日} - 59 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日} = 6418.455 \text{ 円} \quad (\text{端数切捨て}) \quad 6,418 \text{ 円}$$

1月経過後の令和5年中の延滞金額

$$88,000 \text{ 円} \times 0.087 \times 365 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 7656.000 \text{ 円} \quad (\text{端数切捨て}) \quad 7,656 \text{ 円}$$

1月経過後の令和6年中の延滞金額

$$88,000 \text{ 円} \times 0.087 \times 366 \text{ 日} \div 366 \text{ 日} = 7656.000 \text{ 円} \quad (\text{端数切捨て}) \quad 7,656 \text{ 円}$$

1月経過後の令和7年中の延滞金額

$$88,000 \text{ 円} \times 0.087 \times 365 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 7656.000 \text{ 円} \quad (\text{端数切捨て}) \quad 7,656 \text{ 円}$$

1月経過後の令和8年中の延滞金額

$$88,000 \text{ 円} \times 0.091 \times 275 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 6033.425 \text{ 円} \quad (\text{端数切捨て}) \quad 6,033 \text{ 円}$$

○参考（1年間の日数）

平成29年：365日

平成30年：365日

平成31年：365日

令和2年：366日

令和3年：365日

令和4年：365日

令和5年：365日

令和6年：366日

令和7年：365日

令和8年：365日

以上の計 35,581円 → 延滞金 35,500円

○速算表による延滞金算出額

速算表10月の該当欄（349.07671 + 55.50137 = 404.57808）により計算 88 × 404.57808 = 35,602.871 延滞金 35,600円

令和8年 1月に収納する場合の延滞金速算表

* この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別			6年度 固定 4期	6年度 市県民 4期		7年度 軽自 全期	7年度 固定 1期	7年度 市県民 1期	7年度 固定 2期	7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期		7年度 固定 4期	主要税目 年 度 期別	
納期限		令和6年 12月2日	令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	納期限 納付日
納付日	1	88.81096	80.46849	75.02740	67.83562	60.61918	53.29589	45.60274	38.75616	31.36712	23.91233	16.82740	9.61096	2.04931		1
(注意)	2	89.06027	80.71781	75.27671	68.08493	60.86849	53.54520	45.85205	39.00548	31.61644	24.16164	17.07671	9.86027	2.29863		2
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	3	89.30959	80.96712	75.52603	68.33425	61.11781	53.79452	46.10137	39.25479	31.86575	24.41096	17.32603	10.10959	2.54795		3
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	4	89.55890	81.21644	75.77534	68.58356	61.36712	54.04383	46.35068	39.50411	32.11507	24.66027	17.57534	10.35890	2.79726		4
3. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	5	89.80822	81.46575	76.02466	68.83288	61.61644	54.29315	46.60000	39.75342	32.36438	24.90959	17.82466	10.60822	3.04658		5
4. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	6	90.05753	81.71507	76.27397	69.08219	61.86575	54.54246	46.84931	40.00274	32.61370	25.15890	18.07397	10.85753	3.29589	0.07671	6
5. 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	7	90.30685	81.96438	76.52329	69.33151	62.11507	54.79178	47.09863	40.25205	32.86301	25.40822	18.32329	11.10685	3.54521	0.15342	7
6. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	8	90.55616	82.21370	76.77260	69.58082	62.36438	55.04109	47.34794	40.50137	33.11233	25.65753	18.57260	11.35616	3.79452	0.23014	8
7. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	9	90.80548	82.46301	77.02192	69.83014	62.61370	55.29041	47.59726	40.75068	33.36164	25.90685	18.82192	11.60548	4.04384	0.30685	9
8. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	10	91.05479	82.71233	77.27123	70.07945	62.86301	55.53972	47.84657	41.00000	33.61096	26.15616	19.07123	11.85479	4.29315	0.38356	10
9. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	11	91.30411	82.96164	77.52055	70.32877	63.11233	55.78904	48.09589	41.24931	33.86027	26.40548	19.32055	12.10411	4.54247	0.46027	11
10. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	12	91.55342	83.21096	77.76986	70.57808	63.36164	56.03836	48.34520	41.49863	34.10959	26.65479	19.56986	12.35342	4.79178	0.53699	12
11. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	13	91.80274	83.46027	78.01918	70.82740	63.61096	56.28767	48.59452	41.74794	34.35890	26.90411	19.81918	12.60274	5.04110	0.61370	13
12. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	14	92.05205	83.70959	78.26849	71.07671	63.86027	56.53699	48.84383	41.99726	34.60822	27.15342	20.06849	12.85205	5.29041	0.69041	14
13. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	15	92.30137	83.95890	78.51781	71.32603	64.10959	56.78630	49.09315	42.24657	34.85753	27.40274	20.31781	13.10137	5.53973	0.76712	15
14. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	16	92.55068	84.20822	78.76712	71.57534	64.35890	57.03562	49.34246	42.49589	35.10685	27.65205	20.56712	13.35068	5.78904	0.84384	16
15. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	17	92.80000	84.45753	79.01644	71.82466	64.60822	57.28493	49.59178	42.74520	35.35616	27.90137	20.81644	13.60000	6.03836	0.92055	17
16. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	18	93.04931	84.70685	79.26575	72.07397	64.85753	57.53425	49.84109	42.99452	35.60548	28.15068	21.06575	13.84931	6.28767	0.99726	18
17. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	19	93.29863	84.95616	79.51507	72.32329	65.10685	57.78356	50.09041	43.24383	35.85479	28.40000	21.31507	14.09863	6.53699	1.07397	19
18. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	20	93.54794	85.20548	79.76438	72.57260	65.35616	58.03288	50.33973	43.49315	36.10411	28.64931	21.56438	14.34794	6.78630	1.15068	20
19. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	21	93.79726	85.45479	80.01370	72.82192	65.60548	58.28219	50.58904	43.74246	36.35342	28.89863	21.81370	14.59726	7.03562	1.22740	21
20. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	22	94.04657	85.70411	80.26301	73.07123	65.85479	58.53151	50.83836	43.99178	36.60274	29.14794	22.06301	14.84658	7.28493	1.30411	22
21. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	23	94.29589	85.95342	80.51233	73.32055	66.10411	58.78082	51.08767	44.24110	36.85205	29.39726	22.31233	15.09589	7.53425	1.38082	23
22. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	24	94.54520	86.20274	80.76164	73.56986	66.35342	59.03014	51.33699	44.49041	37.10137	29.64657	22.56164	15.34521	7.78356	1.45753	24
23. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	25	94.79452	86.45205	81.01096	73.81918	66.60274	59.27945	51.58630	44.73973	37.35068	29.89589	22.81096	15.59452	8.03288	1.53425	25
24. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	26	95.04383	86.70137	81.26027	74.06849	66.85205	59.52877	51.83562	44.98904	37.60000	30.14520	23.06027	15.84384	8.28219	1.61096	26
25. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	27	95.29315	86.95068	81.50959	74.31781	67.10137	59.77808	52.08493	45.23836	37.84931	30.39452	23.30959	16.09315	8.53151	1.68767	27
26. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	28	95.54246	87.20000	81.75890	74.56712	67.35068	60.02740	52.33425	45.48767	38.09863	30.64384	23.55890	16.34247	8.78082	1.76438	28
27. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	29	95.79178	87.44931	82.00822	74.81644	67.60000	60.27671	52.58356	45.73699	38.34794	30.89315	23.80822	16.59178	9.03014	1.84110	29
28. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	30	96.04109	87.69863	82.25753	75.06575	67.84931	60.52603	52.83288	45.98630	38.59726	31.14247	24.05753	16.84110	9.27945	1.91781	30
29. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	31	96.29041	87.94794	82.50685	75.31507	68.09863	60.77534	53.08219	46.23562	38.84657	31.39178	24.30685	17.09041	9.52877	1.99452	31

納期限	令和5年 11月30日	令和5年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	納期限	
	加算値	87.71507	89.38356	87.06575	87.00000	86.76164	87.00000	87.47671	86.76164	87.00000	86.76164	87.00000	87.00000	加算値
納期限	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 5月1日	令和5年 5月31日	令和5年 6月30日	令和5年 7月31日	令和5年 8月31日	令和5年 9月30日	令和5年 10月31日	納期限	
	加算値	174.71507	176.38356	174.23835	174.23835	174.00000	174.71507	174.23835	174.00000	174.47671	174.23835	174.47671	173.76164	174.23835
納期限	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 5月2日	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	納期限	
	加算値	261.80000	263.39178	261.23835	261.23835	260.76164	261.71506	261.23835	261.00000	261.47671	261.23835	261.47671	261.23835	261.23835
納期限	令和2年 11月30日	令和2年 12月28日	令和3年 1月2日	令和3年 3月1日	令和3年 3月31日	令和3年 4月30日	令和3年 5月31日	令和3年 6月30日	令和3年 8月2日	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	令和3年 11月1日	納期限	
	加算値	349.88493	351.40000	348.91232	348.83561	348.99178	348.90958	349.30136	348.74246	348.17534	348.81095	348.49040	348.16438	加算値

令和8年 2月に収納する場合の延滞金速算表

* この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別		6年度 固定 4期	6年度 市県民 4期		7年度 軽自 全期	7年度 固定 1期	7年度 市県民 1期	7年度 固定 2期	7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期		7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期	主要税目 年 度 期別	
納期限		令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	納期限 納付日
納付日	1	88.19726	82.75616	75.56438	68.34794	61.02466	53.33151	46.48493	39.09589	31.64110	24.55616	17.33973	9.77808	2.07123		1
(注意)	3	88.69589	83.25479	76.06301	68.84657	61.52329	53.83014	46.98356	39.59452	32.13973	25.05479	17.83836	10.27671	2.22466	0.07671	3
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	4	88.94520	83.50411	76.31233	69.09589	61.77260	54.07945	47.23288	39.84383	32.38904	25.30411	18.08767	10.52603	2.30137	0.15342	4
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	5	89.19452	83.75342	76.56164	69.34520	62.02192	54.32877	47.48219	40.09315	32.63836	25.55342	18.33699	10.77534	2.37808	0.23014	5
3. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	6	89.44383	84.00274	76.81096	69.59452	62.27123	54.57808	47.73151	40.34247	32.88767	25.80274	18.58630	11.02466	2.62740	0.30685	6
4. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	7	89.69315	84.25205	77.06027	69.84383	62.52055	54.82740	47.98082	40.59178	33.13699	26.05205	18.83562	11.27397	2.87671	0.38356	7
5. 算出した延滞金が3円未満の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	8	89.94246	84.50137	77.30959	70.09315	62.76986	55.07671	48.23014	40.84110	33.38630	26.30137	19.08493	11.52329	3.12603	0.46027	8
6. 算出した延滞金が1円未満の額が、1円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	9	90.19178	84.75068	77.55890	70.34246	63.01918	55.32603	48.47945	41.09041	33.63562	26.55068	19.33425	11.77260	3.37534	0.53699	9
7. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	10	90.44109	85.00000	77.80822	70.59178	63.26849	55.57534	48.72877	41.33973	33.88493	26.80000	19.58356	12.02192	3.62466	0.61370	10
8. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	11	90.69041	85.24931	78.05753	70.84109	63.51781	55.82466	48.97808	41.58904	34.13425	27.04931	19.83288	12.27123	3.87397	0.69041	11
9. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	12	90.93972	85.49863	78.30685	71.09041	63.76712	56.07397	49.22740	41.83836	34.38356	27.29863	20.08219	12.52055	4.12329	0.76712	12
10. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	13	91.18904	85.74794	78.55616	71.33972	64.01644	56.32329	49.47671	42.08767	34.63288	27.54794	20.33151	12.76986	4.37260	0.84384	13
11. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	14	91.43835	85.99726	78.80548	71.58904	64.26575	56.57260	49.72603	42.33699	34.88219	27.79726	20.58082	13.01918	4.62192	0.92055	14
12. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	15	91.68767	86.24657	79.05479	71.83836	64.51507	56.82192	49.97534	42.58630	35.13151	28.04658	20.83014	13.26849	4.87123	0.99726	15
13. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	16	91.93698	86.49589	79.30411	72.08767	64.76438	57.07123	50.22466	42.83562	35.38082	28.29589	21.07945	13.51781	5.12055	1.07397	16
14. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	17	92.18630	86.74520	79.55342	72.33699	65.01370	57.32055	50.47397	43.08493	35.63014	28.54521	21.32877	13.76712	5.36986	1.15068	17
15. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	18	92.43561	86.99452	79.80274	72.58630	65.26301	57.56986	50.72329	43.33425	35.87945	28.79452	21.57808	14.01644	5.61918	1.22740	18
16. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	19	92.68493	87.24383	80.05205	72.83562	65.51233	57.81918	50.97260	43.58356	36.12877	29.04384	21.82740	14.26575	5.86849	1.30411	19
17. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	20	92.93425	87.49315	80.30137	73.08493	65.76164	58.06849	51.22192	43.83288	36.37808	29.29315	22.07671	14.51507	6.11781	1.38082	20
18. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	21	93.18356	87.74246	80.55068	73.33425	66.01096	58.31781	51.47123	44.08219	36.62740	29.54247	22.32603	14.76438	6.36712	1.45753	21
19. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	22	93.43288	87.99178	80.80000	73.58356	66.26027	58.56712	51.72055	44.33151	36.87671	29.79178	22.57534	15.01370	6.61644	1.53425	22
20. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	23	93.68219	88.24109	81.04931	73.83288	66.50959	58.81644	51.96986	44.58082	37.12603	30.04110	22.82466	15.26301	6.86575	1.61096	23
21. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	24	93.93151	88.49041	81.29863	74.08219	66.75890	59.06575	52.21918	44.83014	37.37534	30.29041	23.07397	15.51233	7.11507	1.68767	24
22. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	25	94.18082	88.73972	81.54794	74.33151	67.00822	59.31507	52.46849	45.07945	37.62466	30.53973	23.32329	15.76164	7.36438	1.76438	25
23. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	26	94.43014	88.98904	81.79726	74.58082	67.25753	59.56438	52.71781	45.32877	37.87397	30.78904	23.57260	16.01096	7.61370	1.84110	26
24. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	27	94.67945	89.23835	82.04657	74.83014	67.50685	59.81370	52.96712	45.57808	38.12329	31.03836	23.82192	16.26027	7.86301	1.91781	27
25. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	28	94.92877	89.48767	82.29589	75.07945	67.75616	60.06301	53.21644	45.82740	38.37260	31.28767	24.07123	16.50959	8.11233	1.99452	28
26. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	1	95.17808	89.73698	82.54520	75.32877	68.00548	60.31233	53.46575	46.07671	38.62192	31.53699	24.32055	16.75890	8.36164	2.07123	29
27. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	2	95.42740	89.98630	82.79452	75.57808	68.25479	60.56164	53.71507	46.32603	38.87123	31.78630	24.56986	17.00822	8.61096	2.14795	30
28. 算出した延滞金が0円未満の額が、0円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることあります。	3	95.67671	90.23562	83.04383	75.82740	68.50411	60.81096	53.96438	46.57534	39.12055	32.03562	24.81918	17.25753	8.86027	2.39726	31

*右の納期限分は、同じタテ欄の納付日の数値にそれぞれの加算値を加えて計算する。	納期限	令和5年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	納期限
	加算値	89.38356	87.06575	87.00000	86.76164	87.00000	87.47671	86.76164	87.00000	86.76164	87.00000	87.00000	86.76164	加算値
納期限	令和4年 12月28日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 5月1日	令和5年 5月31日	令和5年 6月30日	令和5年 7月31日	令和5年 8月31日	令和5年 10月2日	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	納期限	
	加算値	176.38356	174.23835	174.23835	174.00000	174.71507	174.23835	174.23835	174.47671	173.76164	174.23835	174.47671	174.56164	加算値
納期限	令和3年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 5月2日	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	納期限	
	加算値	263.39178	261.23835	261.23835	260.76164	261.71506	261.23835	261.00000	261.47671	261.23835	261.23835	261.47671	261.56164	加算値
納期限	令和2年 12月28日	令和3年 2月1日	令和3年 3月1日	令和3年 3月31日	令和3年 4月30日	令和3年 5月31日	令和3年 6月30日	令和3年 8月2日	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	令和3年 11月1日	令和3年 11月30日	納期限	
	加算値	351.40000	348.91232	348.83561	348.99178	348.90958	349.30136	348.74246	348.17534	348.81095	348.49040	348.16438	348.56164	加算値

令和8年 3月に収納する場合の延滞金速算表

* この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別		6年度 市県民 4期		7年度 軽自 全期	7年度 固定 1期	7年度 市県民 1期	7年度 固定 2期	7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期		7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期		主要税目 年 度 期 別	
納期限		令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	納期限 納付日
納付日	1	89.73698	82.54520	75.32877	68.00548	60.31233	53.46575	46.07671	38.62192	31.53699	24.32055	16.75890	8.36164	2.07123		1
(注意)	2	89.98630	82.79452	75.57808	68.25479	60.56164	53.71507	46.32603	38.87123	31.78630	24.56986	17.00822	8.61096	2.14795		2
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	3	90.23562	83.04383	75.82740	68.50411	60.81096	53.96438	46.57534	39.12055	32.03562	24.81918	17.25753	8.86027	2.39726	0.07671	3
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	4	90.48493	83.29315	76.07671	68.75342	61.06027	54.21370	46.82466	39.36986	32.28493	25.06849	17.50685	9.10959	2.64658	0.15342	4
3. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	5	90.73425	83.54246	76.32603	69.00274	61.30959	54.46301	47.07397	39.61918	32.53425	25.31781	17.75616	9.35890	2.89589	0.23014	5
4. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	6	90.98356	83.79178	76.57534	69.25205	61.55890	54.71233	47.32329	39.86849	32.78356	25.56712	18.00548	9.60822	3.14521	0.30685	6
5. 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	7	91.23288	84.04109	76.82466	69.50137	61.80822	54.96164	47.57260	40.11781	33.02888	25.81644	18.25479	9.85753	3.39452	0.38356	7
6. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	8	91.48219	84.29041	77.07397	69.75068	62.05753	55.21096	47.82192	40.36712	33.28219	26.06575	18.50411	10.10685	3.64384	0.46027	8
7. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	9	91.73151	84.53972	77.32329	70.00000	62.30685	55.46027	48.07123	40.61644	33.53151	26.31507	18.75342	10.35616	3.89315	0.53699	9
8. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	10	91.98082	84.78904	77.57260	70.24931	62.55616	55.70959	48.32055	40.86575	33.78082	26.56438	19.00274	10.60548	4.14247	0.61370	10
9. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	11	92.23014	85.03835	77.82192	70.49863	62.80548	55.95890	48.56986	41.11507	34.03014	26.81370	19.25205	10.85479	4.39178	0.69041	11
10. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	12	92.47945	85.28767	78.07123	70.74794	63.05479	56.20822	48.81918	41.36438	34.27945	27.06301	19.50137	11.10411	4.64110	0.76712	12
11. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	13	92.72877	85.53699	78.32055	70.99726	63.30411	56.45753	49.06849	41.61370	34.52877	27.31233	19.75068	11.35342	4.89041	0.84384	13
12. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	14	92.97808	85.78630	78.56986	71.24657	63.55342	56.70685	49.31781	41.86301	34.77808	27.56164	20.00000	11.60274	5.13973	0.92055	14
13. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	15	93.22740	86.03562	78.81918	71.49589	63.80274	56.95616	49.56712	42.11233	35.02740	27.81096	20.24932	11.85205	5.38904	0.99726	15
14. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	16	93.47671	86.28493	79.06849	71.74520	64.05205	57.20548	49.81644	42.36164	35.27671	28.06027	20.49863	12.10137	5.63836	1.07397	16
15. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	17	93.72603	86.53425	79.31781	71.99452	64.30137	57.45479	50.06575	42.61096	35.52603	28.30959	20.74795	12.35069	5.88767	1.15068	17
16. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	18	93.97534	86.78356	79.56712	72.24383	64.55068	57.70411	50.31507	42.86027	35.77534	28.55890	20.99726	12.60000	6.13699	1.22740	18
17. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	19	94.22466	87.03288	79.81644	72.49315	64.80000	57.95342	50.56438	43.10959	36.02466	28.80822	21.24658	12.84932	6.38630	1.30411	19
18. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	20	94.47397	87.28219	80.06575	72.74246	65.04931	58.20274	50.81370	43.35890	36.27397	29.05753	21.49589	13.09863	6.63562	1.38082	20
19. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	21	94.72329	87.53151	80.31507	72.99178	65.29863	58.45205	51.06301	43.60822	36.52329	29.30685	21.74521	13.34795	6.88493	1.45753	21
20. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	22	94.97260	87.78082	80.56438	73.24109	65.54794	58.70137	51.31233	43.85753	36.77260	29.55616	21.99452	13.59726	7.13425	1.53425	22
21. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	23	95.22192	88.03014	80.81370	73.49041	65.79726	58.95068	51.56164	44.10685	37.02192	29.80548	22.24384	13.84658	7.38356	1.61096	23
22. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	24	95.47123	88.27945	81.06301	73.73973	66.04657	59.20000	51.81096	44.35616	37.27123	30.05479	22.49315	14.09589	7.63288	1.68767	24
23. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	25	95.72055	88.52877	81.31233	73.98904	66.29589	59.44931	52.06027	44.60548	37.52055	30.30411	22.74247	14.34521	7.88219	1.76438	25
24. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	26	95.96986	88.77808	81.56164	74.23836	66.54520	59.69863	52.30959	44.85479	37.76986	30.55342	22.99178	14.59452	8.13151	1.84110	26
25. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	27	96.21918	89.02740	81.81096	74.48767	66.79452	59.94794	52.55890	45.10411	38.01918	30.80274	23.24110	14.84384	8.38082	1.91781	27
26. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	28	96.46849	89.27671	82.06027	74.73699	67.04383	60.19726	52.80822	45.35342	38.26849	31.05205	23.49041	15.09315	8.63014	1.99452	28
27. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	29	96.71781	89.52603	82.30959	74.98630	67.29315	60.44657	53.05753	45.60274	38.51781	31.30137	23.73973	15.34247	8.87945	2.07123	29
28. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	30	96.96712	89.77534	82.55890	75.23562	67.54246	60.69589	53.30685	45.85205	38.76712	31.55068	23.98904	15.59178	9.12877	2.14795	30
29. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	31	97.21644	90.02466	82.80822	75.48493	67.79178	60.94520	53.55616	46.10137	39.01644	31.80000	24.23836	15.84110	9.37808	2.22466	31

納期限	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和7年 1月6日	納期限
	加算値	87.06575	87.00000	86.76164	87.00000	87.47671	86.76164	87.00000	86.76164	87.00000	86.76164	86.81644	加算値
納期限	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 5月1日	令和5年 5月31日	令和5年 6月30日	令和5年 7月31日	令和5年 8月31日	令和5年 9月30日	令和5年 10月2日	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	納期限
納期限	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 5月1日	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	納期限
納期限	令和3年 2月1日	令和3年 3月1日	令和3年 4月30日	令和3年 5月31日	令和3年 6月30日	令和3年 8月2日	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	令和3年 10月2日	令和3年 10月31日	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	納期限
納期限	348,91232	348,83561	348,79178	348,90958	349,30136	348,74246	348,17534	348,81095	348,49040	348,16438	348,56164	350,20821	加算値

令和8年 4月に収納する場合の延滞金速算表

* この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別				7年度 軽自 全期	7年度 固定 1期	7年度 市県民 1期	7年度 固定 2期	7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期		7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期			主要税目 年 度 期 別
納期限		令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日	納期限 納付日
納付日	1	90.27397	83.05753	75.73425	68.04110	61.19452	53.80548	46.35068	39.26575	32.04931	24.48767	16.09041	9.62740	2.30137	0.07671	1
(注意)	2	90.52329	83.30685	75.98356	68.29041	61.44383	54.05479	46.60000	39.51507	32.29863	24.73699	16.33973	9.87671	2.37808	0.15342	2
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	3	90.77260	83.55616	76.23288	68.53973	61.69315	54.30411	46.84931	39.76438	32.54795	24.98630	16.58904	10.12603	2.62740	0.23014	3
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	4	91.02192	83.80548	76.48219	68.78904	61.94247	54.55342	47.09863	40.01370	32.79726	25.23562	16.83836	10.37534	2.87671	0.30685	4
3. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	5	91.27123	84.05479	76.73151	69.03836	62.19178	54.80274	47.34794	40.26301	33.04658	25.48493	17.08767	10.62466	3.12603	0.38356	5
4. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	6	91.52055	84.30411	76.98082	69.28767	62.44110	55.05205	47.59726	40.51233	33.29589	25.73425	17.33699	10.87397	3.37534	0.46027	6
5. 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	7	91.76986	84.55342	77.23014	69.53699	62.69041	55.30137	47.84657	40.76164	33.54521	25.98356	17.58630	11.12329	3.62466	0.53699	7
6. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	8	92.01918	84.80274	77.47945	69.78630	62.93973	55.55068	48.09589	41.01096	33.79452	26.23288	17.83562	11.37260	3.87397	0.61370	8
7. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	9	92.26849	85.05205	77.72877	70.03562	63.18904	55.80000	48.34521	41.26027	34.04384	26.48219	18.08493	11.62192	4.12329	0.69041	9
8. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	10	92.51781	85.30137	77.97808	70.28493	63.43836	56.04931	48.59452	41.50959	34.29315	26.73151	18.33425	11.87123	4.37260	0.76712	10
9. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	11	92.76712	85.55068	78.22740	70.53425	63.68767	56.29863	48.84384	41.75890	34.54247	26.98082	18.58356	12.12055	4.62192	0.84384	11
10. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	12	93.01644	85.80000	78.47671	70.78356	63.93699	56.54794	49.09315	42.00822	34.79178	27.23014	18.83288	12.36986	4.87123	0.92055	12
11. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	13	93.26575	86.04931	78.72603	71.03288	64.18630	56.79726	49.34247	42.25753	35.04110	27.47945	19.08219	12.61918	5.12055	0.99726	13
12. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	14	93.51507	86.29863	78.97534	71.28219	64.43562	57.04657	49.59178	42.50685	35.29041	27.72877	19.33151	12.86849	5.36986	1.07397	14
13. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	15	93.76438	86.54794	79.22466	71.55151	64.68493	57.29589	49.84110	42.75616	35.53973	27.97808	19.58082	13.11781	5.61918	1.15068	15
14. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	16	94.01370	86.79726	79.47397	71.78082	64.93425	57.54520	50.09041	43.00548	35.78904	28.22740	19.83014	13.36712	5.86849	1.22740	16
15. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	17	94.26301	87.04657	79.72329	72.03014	65.18356	57.79452	50.33973	43.25479	36.03836	28.47671	20.07945	13.61644	6.11781	1.30411	17
16. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	18	94.51233	87.29589	79.97260	72.27945	65.43288	58.04384	50.58904	43.50411	36.28767	28.72603	20.32877	13.86575	6.36712	1.38082	18
17. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	19	94.76164	87.54520	80.22192	72.52877	65.68219	58.29315	50.83836	43.75342	36.53699	28.97534	20.57808	14.11507	6.61644	1.45753	19
18. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	20	95.01096	87.79452	80.47123	72.77808	65.93151	58.54247	51.08767	44.00274	36.78630	29.22466	20.82740	14.36438	6.86575	1.53425	20
19. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	21	95.26027	88.04383	80.72055	73.02740	66.18082	58.79178	51.33699	44.25205	37.03562	29.47397	21.07671	14.61370	7.11507	1.61096	21
20. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	22	95.50959	88.29315	80.96986	73.27671	66.43014	59.04110	51.58630	44.50137	37.28493	29.72329	21.32603	14.86301	7.36438	1.68767	22
21. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	23	95.75890	88.54246	81.21918	73.52603	66.67945	59.29041	51.83562	44.75068	37.53425	29.97260	21.57534	15.11233	7.61370	1.76438	23
22. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	24	96.00822	88.79178	81.46849	73.77534	66.92877	59.53973	52.08493	45.00000	37.78356	30.22192	21.82466	15.36164	7.86301	1.84110	24
23. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	25	96.25753	89.04109	81.71781	74.02466	67.17808	59.78904	52.33425	45.24931	38.03288	30.47123	22.07397	15.61096	8.11233	1.91781	25
24. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	26	96.50685	89.29041	81.96712	74.27397	67.42740	60.03836	52.58356	45.49863	38.28219	30.72055	22.32329	15.86027	8.36164	1.99452	26
25. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	27	96.75616	89.53972	82.21644	74.52329	67.67671	60.28767	52.83288	45.74794	38.53151	30.96986	22.57260	16.10959	8.61096	2.07123	27
26. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	28	97.00548	89.78904	82.46575	74.77260	67.92603	60.53699	53.08219	45.99726	38.78082	31.21918	22.82192	16.35890	8.86027	2.14795	28
27. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	29	97.25479	90.03836	82.71507	75.02192	68.17534	60.78630	53.33151	46.24658	39.03014	31.46849	23.07123	16.60822	9.10959	2.22466	29
28. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	30	97.50411	90.28767	82.96438	75.27123	68.42466	61.03562	53.58082	46.49589	39.27945	31.71781	23.32055	16.85753	9.35890	2.30137	30
29. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	1	97.75342	90.53699	83.21370	75.52055	68.67397	61.28493	53.83014	46.74521	39.52877	31.96712	23.56986	17.10685	9.60822	2.55068	31

納期限	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和6年 12月31日	令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	納期限
	加算値	87.00000	86.76164	87.00000	87.47671	86.76164	87.00000	86.76164	87.00000	86.76164	86.81644	87.83835	87.83835	加算値
納期限	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 5月1日	令和5年 5月31日	令和5年 6月30日	令和5年 7月31日	令和5年 8月31日	令和5年 8月31日	令和5年 10月2日	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	令和5年 12月28日	令和5年 1月31日	納期限
納期限	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 5月1日	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 8月31日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	令和4年 1月31日	納期限	
納期限	令和3年 3月1日	令和3年 3月31日	令和3年 5月1日	令和3年 5月31日	令和3年 6月30日	令和3年 8月1日	令和3年 8月31日	令和3年 8月31日	令和3年 10月31日	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	令和3年 1月31日	納期限	
納期限	令和2年 2月28日	令和2年 3月31日	令和2年 5月1日	令和2年 5月31日	令和2年 6月30日	令和2年 8月1日	令和2年 8月31日	令和2年 8月31日	令和2年 10月31日	令和2年 11月30日	令和2年 12月28日	令和2年 1月31日	納期限	
納期限	令和1年 2月28日	令和1年 3月31日	令和1年 5月1日	令和1年 5月31日	令和1年 6月30日	令和1年 8月1日	令和1年 8月31日	令和1年 8月31日	令和1年 10月31日	令和1年 11月30日	令和1年 12月28日	令和1年 1月31日	納期限	
納期限	令和6年 2月29日	令和6年 3月31日	令和6年 5月1日	令和6年 5月31日	令和6年 6月30日	令和6年 8月1日	令和6年 8月31日	令和6年 8月31日	令和6年 10月31日	令和6年 11月				

令和8年 5月に収納する場合の延滞金速算表

* この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別			7年度 軽自 全期	7年度 固定 1期	7年度 市県民 1期	7年度 固定 2期	7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期	7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期			8年度 軽自 全期	主要税目 年 度 期 別	
納期限		令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日	令和8年 4月30日	納付日
納付日	1	90.53699	83.21370	75.52055	68.67397	61.28493	53.83014	46.74521	39.52877	31.96712	23.56986	17.10685	9.60822	2.55068	0.07671	1
	2	90.78630	83.46301	75.76986	68.92329	61.53425	54.07945	46.99452	39.77808	32.21644	23.81918	17.35616	9.85753	2.80000	0.15342	2
(注意)	3	91.03562	83.71233	76.01918	69.17260	61.78356	54.32877	47.24384	40.02740	32.46575	24.06849	17.60548	10.10685	3.04932	0.23014	3
	4	91.28493	83.96164	76.26849	69.42192	62.03288	54.57808	47.49315	40.27671	32.71507	24.31781	17.85479	10.35616	3.29863	0.30685	4
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	5	91.53425	84.21096	76.51781	69.67123	62.28219	54.82740	47.74247	40.52603	32.96438	24.56712	18.10411	10.60548	3.54795	0.38356	5
	6	91.78356	84.46027	76.76712	69.92055	62.53151	55.07671	47.99178	40.77534	33.21370	24.81644	18.35342	10.85479	3.79726	0.46027	6
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	7	92.03288	84.70959	77.01644	70.16986	62.78082	55.32603	48.24110	41.02466	33.46301	25.06575	18.60274	11.10411	4.04658	0.53699	7
	8	92.28219	84.95890	77.26575	70.41918	63.03014	55.57534	48.49041	41.27397	33.71233	25.31507	18.85205	11.35342	4.29589	0.61370	8
3. 算出した延滞金が 1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	9	92.53151	85.20822	77.51507	70.66849	63.27945	55.82466	48.73973	41.52329	33.96164	25.56438	19.10137	11.60274	4.54521	0.69041	9
	10	92.78082	85.45753	77.76438	70.91781	63.52877	56.07397	48.98904	41.77260	34.21096	25.81370	19.35069	11.85205	4.79452	0.76712	10
4. 算出した延滞金に 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	11	93.03014	85.70685	78.01370	71.16712	63.77808	56.32329	49.23836	42.02192	34.46027	26.06301	19.60000	12.1037	5.04384	0.84384	11
	12	93.27945	85.95616	78.26301	71.41644	64.02740	56.57260	49.48767	42.27123	34.70959	26.31233	19.84932	12.35069	5.29315	0.92055	12
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	13	93.52877	86.20548	78.51233	71.66575	64.27671	56.82192	49.73699	42.52055	34.95890	26.56164	20.09863	12.60000	5.54247	0.99726	13
	14	93.77808	86.45479	78.76164	71.91507	64.52603	57.07123	49.98630	42.76986	35.20822	26.81096	20.34795	12.84932	5.79178	1.07397	14
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	15	94.02740	86.70411	79.01096	72.16438	64.77534	57.32055	50.23562	43.01918	35.45753	27.06027	20.59726	13.09863	6.04110	1.15068	15
	16	94.27671	86.95342	79.26027	72.41370	65.02466	57.56986	50.48493	43.26849	35.70685	27.30959	20.84658	13.34795	6.29041	1.22740	16
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	17	94.52603	87.20274	79.50959	72.66301	65.27397	57.81918	50.73425	43.51781	35.95616	27.55890	21.09589	13.59726	6.53973	1.30411	17
	18	94.77534	87.45205	79.75890	72.91233	65.52329	58.06849	50.98356	43.76712	36.20548	27.80822	21.34521	13.84658	6.78904	1.38082	18
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	19	95.02466	87.70137	80.00822	73.16164	65.77260	58.31781	51.23288	44.01644	36.45479	28.05753	21.59452	14.09589	7.03836	1.45753	19
	20	95.27397	87.95068	80.25753	73.41096	66.02192	58.56712	51.48219	44.26575	36.70411	28.30685	21.84384	14.34521	7.28767	1.53425	20
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	21	95.52329	88.20000	80.50685	73.66027	66.27123	58.81644	51.73151	44.51507	36.95342	28.55616	22.09315	14.59452	7.53699	1.61096	21
	22	95.77260	88.44931	80.75616	73.90959	66.52055	59.06575	51.98082	44.76438	37.20274	28.80548	22.34247	14.84384	7.78630	1.68767	22
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	23	96.02192	88.69863	81.00548	74.15890	66.76986	59.31507	52.23014	45.01370	37.45205	29.05479	22.59178	15.09315	8.03562	1.76438	23
	24	96.27123	88.94794	81.25479	74.40822	67.01918	59.56438	52.47945	45.26301	37.70137	29.30411	22.84110	15.34247	8.28493	1.84110	24
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	25	96.52055	89.19726	81.50411	74.65753	67.26849	59.81370	52.72877	45.51233	37.95069	29.55342	23.09041	15.59178	8.53425	1.91781	25
	26	96.76986	89.44657	81.75342	74.90685	67.51781	60.06301	52.97808	45.76164	38.20000	29.80274	23.33973	15.84110	8.78356	1.99452	26
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	27	97.01918	89.69589	82.00274	75.15616	67.76712	60.31233	53.22740	46.01096	38.44932	30.05206	23.58904	16.09041	9.03288	2.07123	27
	28	97.26849	89.94520	82.25205	75.40548	68.01644	60.56164	53.47671	46.26027	38.69863	30.30137	23.83836	16.33973	9.28219	2.14795	28
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	29	97.51781	90.19452	82.50137	75.65479	68.26575	60.81096	53.72603	46.50959	38.94795	30.55069	24.08767	16.58904	9.53151	2.22466	29
	30	97.76712	90.44383	82.75068	75.90411	68.51507	61.06027	53.97534	46.75890	39.19726	30.80000	24.33699	16.83836	9.78082	2.30137	30
	31	98.01644	90.69315	83.00000	76.15342	68.76438	61.30959	54.22466	47.00822	39.44658	31.04932	24.58630	17.08767	10.03014	2.37808	31

*右の納期限分は、同じタテ欄の納付日の数値にそれぞれの加算値を加えて計算する。	納期限	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	納期限	
	加算値	86.76164	87.00000	87.47671	86.76164	87.00000	86.76164	87.00000	86.76164	87.00000	86.76164	86.81644	87.83835	88.14520	加算値
納期限	令和5年 3月31日	令和5年 5月1日	令和5年 5月31日	令和5年 6月30日	令和5年 7月31日	令和5年 8月31日	令和5年 9月30日	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	令和5年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	納期限		
加算値	174.23835	174.00000	174.71507	174.23835	174.47671	174.76164	174.23835	174.47671	174.76164	174.23835	174.47671	176.20000	174.90411	175.14520	加算値
納期限	令和4年 3月31日	令和4年 5月2日	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日	納期限		
加算値	261.23835	260.76164	261.71506	261.23835	261.00000	261.47671	261.23835	261.47671	261.23835	261.47671	261.23835	263.20000	262.07671	262.38356	加算値
納期限	令和3年 3月31日	令和3年 4月30日	令和3年 5月31日	令和3年 6月30日	令和3年 8月2日	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	令和3年 10月31日	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	納期限		
加算値	348.99178	348.90958	349.30136	348.74246	348.17534	348.81095	348.49040	348.16438	348.56164	350.20821	349.07671	349.38356	349.38356	加算値	

令和8年 6月に収納する場合の延滞金速算表

* この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別		7年度 軽自 全期	7年度 固定 1期	7年度 市県民 1期	7年度 固定 2期	7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期	7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期	8年度 軽自 全期	8年度 固定 1期	主要税目 年 度 期別	
納期限		令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日	令和8年 4月30日
納付日	1	90.94246	83.24931	76.40274	69.01370	61.55890	54.47397	47.25753	39.69589	31.29863	24.83562	17.33699	10.27945	2.62740
(注意)	3	91.44110	83.74794	76.90137	69.51233	62.05753	54.97260	47.75616	40.19452	31.79726	25.33425	17.83562	10.77808	3.12603
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	4	91.69041	83.99726	77.15068	69.76164	62.30685	55.22192	48.00548	40.44384	32.04658	25.58356	18.08493	11.02740	3.37534
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	5	91.93973	84.24657	77.40000	70.01096	62.55616	55.47123	48.25479	40.69315	32.29589	25.83288	18.33425	11.27671	3.62466
3. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	6	92.18904	84.49589	77.64931	70.26027	62.80548	55.72055	48.50411	40.94247	32.54521	26.08219	18.58356	11.52603	3.87397
4. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	7	92.43836	84.74520	77.89863	70.50959	63.05479	55.96986	48.75342	41.19178	32.79452	26.33151	18.83288	11.77534	4.12329
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	8	92.68767	84.99452	78.14794	70.75890	63.30411	56.21918	49.00274	41.44110	33.04384	26.58082	19.08219	12.02466	4.37260
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	9	92.93699	85.24383	78.39726	71.00822	63.55342	56.46849	49.25205	41.69041	33.29315	26.83014	19.33151	12.27397	4.62192
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	10	93.18630	85.49315	78.64657	71.25753	63.80274	56.71781	49.50137	41.93973	33.54247	27.07945	19.58082	12.52329	4.87123
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	11	93.43562	85.74247	78.89589	71.50685	64.05205	56.96712	49.75068	42.18904	33.79178	27.32877	19.83014	12.77260	5.12055
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	12	93.68493	85.99178	79.14520	71.75616	64.30137	57.21644	50.00000	42.43836	34.04110	27.57808	20.07945	13.02192	5.36986
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	13	93.93425	86.24110	79.39452	72.00548	64.55068	57.46575	50.24932	42.68767	34.29041	27.82740	20.32877	13.27123	5.61918
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	14	94.18356	86.49041	79.64384	72.25479	64.80000	57.71507	50.49863	42.93699	34.53973	28.07671	20.57808	13.52055	5.86849
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	15	94.43288	86.73973	79.89315	72.50411	65.04931	57.96438	50.74795	43.18630	34.78904	28.32603	20.82740	13.76986	6.11781
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	16	94.68219	86.98904	80.14247	72.75342	65.29863	58.21370	50.99726	43.43562	35.03836	28.57534	21.07671	14.01918	6.36712
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	17	94.93151	87.23836	80.39178	73.00274	65.54794	58.46301	51.24658	43.68493	35.28767	28.82466	21.32603	14.26849	6.61644
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	18	95.18082	87.48767	80.64110	73.25205	65.79726	58.71233	51.49589	43.93425	35.53699	29.07397	21.57534	14.51781	6.86575
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	19	95.43014	87.73699	80.89041	73.50137	66.04658	58.96164	51.74521	44.18356	35.78630	29.32329	21.82466	14.76712	7.11507
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	20	95.67945	87.98630	81.13973	73.75068	66.29589	59.21096	51.99452	44.43288	36.03562	29.57260	22.07397	15.01644	7.36438
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	21	95.92877	88.23562	81.38904	74.00000	66.54521	59.46027	52.24384	44.68219	36.28493	29.82192	22.32329	15.26575	7.61370
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	22	96.17808	88.48493	81.63836	74.24931	66.79452	59.70959	52.49315	44.93151	36.53425	30.07123	22.57260	15.51507	7.86301
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	23	96.42740	88.73425	81.88767	74.49863	67.04384	59.95890	52.74247	45.18082	36.78356	30.32055	22.82192	15.76438	8.11233
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	24	96.67671	88.98356	82.13699	74.74794	67.29315	60.20822	52.99178	45.43014	37.03288	30.56986	23.07123	16.01370	8.36164
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	25	96.92603	89.23288	82.38630	74.99726	67.54247	60.45753	53.24110	45.67945	37.28219	30.81918	23.32055	16.26301	8.61096
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	26	97.17534	89.48219	82.63562	75.24657	67.79178	60.70685	53.49041	45.92877	37.53151	31.06849	23.56986	16.51233	8.86027
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	27	97.42466	89.73151	82.88493	75.49589	68.04110	60.95616	53.73973	46.17808	37.78082	31.31781	23.81918	16.76164	9.10959
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	28	97.67397	89.98082	83.13425	75.74521	68.29041	61.20548	53.98904	46.42740	38.03014	31.56712	24.06849	17.01096	9.35890
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	29	97.92329	90.23014	83.38356	75.99452	68.53973	61.45479	54.23836	46.67671	38.27945	31.81644	24.31781	17.26027	9.60822
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	30	98.17260	90.47945	83.63288	76.24384	68.78904	61.70411	54.48767	46.92603	38.52877	32.06575	24.56712	17.50959	9.85753
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	1	98.42192	90.72877	83.88219	76.49315	69.03836	61.95342	54.73699	47.17534	38.77808	32.31507	24.81644	17.75890	10.10685

納期限	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和6年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	納期限
	加算値	87.00000	87.47671	86.76164	87.00000	86.76164	87.00000	86.76164	86.81644	87.83835	88.14520	87.98630	
納期限	令和5年 5月1日	令和5年 5月31日	令和5年 6月30日	令和5年 7月31日	令和5年 8月31日	令和5年 10月2日	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	令和5年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	納期限
加算値	174.00000	174.71507	174.23835	174.23835	174.47671	173.76164	174.23835	174.47671	176.20000	174.90411	175.14520	174.74794	加算値
納期限	令和4年 5月2日	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	納期限
加算値	260.76164	261.71506	261.23835	261.00000	261.47671	261.23835	261.47671	261.47671	263.20000	262.07671	262.38356	262.22465	加算値
納期限	令和3年 4月30日	令和3年 5月31日	令和3年 6月30日	令和3年 8月2日	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	令和3年 11月1日	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	納期限
加算値	348.90958	349.30136	348.74246	348.17534	348.81095	348.49040	348.16438	348.56164	350.20821	349.07671	349.38356	349.22465	加算値

令和8年 7月に収納する場合の延滞金速算表

* この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別		7年度 固定 1期	7年度 市県民 1期	7年度 固定 2期	7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期		7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期		8年度 軽自 全期	8年度 固定 1期	8年度 市県民 1期	主要税目 年 度 期別	
納期限		令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日	令和8年 4月30日	令和8年 6月1日	令和8年 6月30日	納期限 納付日
納付日	1	90.72877	83.88219	76.49315	69.03836	61.95342	54.73699	47.17534	38.77808	32.31507	24.81644	17.75890	10.10685	2.30137	0.07671	1
(注意)	3	91.22740	84.38082	76.99178	69.53699	62.45205	55.23562	47.67397	39.27671	32.81370	25.31507	18.25753	10.60548	2.80000	0.23014	3
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	4	91.47671	84.63014	77.24110	69.78630	62.70137	55.48493	47.92329	39.52603	33.06301	25.56438	18.50685	10.85479	3.04932	0.30685	4
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	5	91.72603	84.87945	77.49041	70.03562	62.95068	55.73425	48.17260	39.77534	33.31233	25.81370	18.75616	11.10411	3.29863	0.38356	5
3. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	6	91.97534	85.12877	77.73973	70.28493	63.20000	55.98356	48.42192	40.02466	33.56164	26.06301	19.00548	11.35342	3.54795	0.46027	6
4. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	7	92.22466	85.37808	77.98904	70.53425	63.44931	56.23288	48.67123	40.27397	33.81096	26.31233	19.25479	11.60274	3.79726	0.53699	7
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	8	92.47397	85.62740	78.23836	70.78356	63.69863	56.48219	48.92055	40.52329	34.06027	26.56164	19.50411	11.85205	4.04658	0.61370	8
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	9	92.72329	85.87671	78.48767	71.03288	63.94795	56.73151	49.16986	40.77260	34.30959	26.81096	19.75342	12.10137	4.29589	0.69041	9
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	10	92.97260	86.12603	78.73699	71.28219	64.19726	56.98082	49.41918	41.02192	34.55890	27.06027	20.00274	12.35069	4.54521	0.76712	10
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	11	93.22192	86.37534	78.98630	71.53151	64.44658	57.23014	49.66849	41.27123	34.80822	27.30959	20.25205	12.60000	4.79452	0.84384	11
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	12	93.47123	86.62466	79.23562	71.78082	64.69589	57.47945	49.91781	41.52055	35.05753	27.55890	20.50137	12.84932	5.04384	0.92055	12
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	13	93.72055	86.87397	79.48493	72.03014	64.94521	57.72877	50.16712	41.76986	35.30685	27.80822	20.75069	13.09863	5.29315	0.99726	13
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	14	93.96986	87.12329	79.73425	72.27945	65.19452	57.97808	50.41644	42.01918	35.55616	28.05753	21.00000	13.34795	5.54247	1.07397	14
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	15	94.21918	87.37260	79.98356	72.52877	65.44384	58.22740	50.66575	42.26849	35.80548	28.30685	21.24932	13.59726	5.79178	1.15068	15
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	16	94.46849	87.62192	80.23288	72.77808	65.69315	58.47671	50.91507	42.51781	36.05479	28.55616	21.49863	13.84658	6.04110	1.22740	16
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	17	94.71781	87.87123	80.48219	73.02740	65.94247	58.72603	51.16438	42.76712	36.30411	28.80548	21.74795	14.09589	6.29041	1.30411	17
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	18	94.96712	88.12055	80.73151	73.27671	66.19178	58.97534	51.41370	43.01644	36.55342	29.05479	21.99726	14.34521	6.53973	1.38082	18
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	19	95.21644	88.36986	80.98082	73.52603	66.44110	59.22466	51.66301	43.26575	36.80274	29.30411	22.24658	14.59452	6.78904	1.45753	19
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	20	95.46575	88.61918	81.23014	73.77534	66.69041	59.47397	51.91233	43.51507	37.05206	29.55342	22.49589	14.84384	7.03836	1.53425	20
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	21	95.71507	88.86849	81.47945	74.02466	66.93973	59.72329	52.16164	43.76438	37.30137	29.80274	22.74521	15.09315	7.28767	1.61096	21
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	22	95.96438	89.11781	81.72877	74.27397	67.18904	59.97260	52.41096	44.01370	37.55069	30.05206	22.99452	15.34247	7.53699	1.68767	22
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	23	96.21370	89.36712	81.97808	74.52329	67.43836	60.22192	52.66027	44.26301	37.80000	30.30137	23.24384	15.59178	7.78630	1.76438	23
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	24	96.46301	89.61644	82.22740	74.77260	67.68767	60.47123	52.90959	44.51233	38.04932	30.55069	23.49315	15.84110	8.03562	1.84110	24
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	25	96.71233	89.86575	82.47671	75.02192	67.93699	60.72055	53.15890	44.76164	38.29863	30.80000	23.74247	16.09041	8.28493	1.91781	25
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	26	96.96164	90.11507	82.72603	75.27123	68.18630	60.96986	53.40822	45.01096	38.54795	31.04932	23.99178	16.33973	8.53425	1.99452	26
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	27	97.21096	90.36438	82.97534	75.52055	68.43562	61.21918	53.65753	45.26027	38.79726	31.29863	24.24110	16.58904	8.78356	2.07123	27
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	28	97.46027	90.61370	83.22466	75.76986	68.68493	61.46849	53.90685	45.50959	39.04658	31.54795	24.49041	16.83836	9.03288	2.14795	28
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	29	97.70959	90.86301	83.47397	76.01918	68.93425	61.71781	54.15616	45.75890	39.29589	31.79726	24.73973	17.08767	9.28219	2.22466	29
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	30	97.95890	91.11233	83.72329	76.26849	69.18356	61.96712	54.40548	46.00822	39.54521	32.04658	24.98904	17.33699	9.53151	2.30137	30
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	31	98.20822	91.36164	83.97260	76.51781	69.43288	62.21644	54.65479	46.25753	39.79452	32.29589	25.23836	17.58630	9.78082	2.37808	31

*右の納期限分は、同じタテ欄の納付日の数値にそれぞれの加算値を加えて計算する。	納期限	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	納期限
	加算値	87.47671	86.76164	87.00000	86.76164	87.00000	87.00000	87.00000	86.76164	86.81644	87.83835	88.14520	87.98630	88.31507
納期限	令和5年 5月31日	令和5年 6月30日	令和5年 7月31日	令和5年 8月31日	令和5年 10月2日	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	令和5年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	納期限	
	加算値	174.71507	174.23835	174.23835	174.47671	173.76164	174.23835	174.47671	176.20000	174.90411	175.14520	174.74794	175.31507	加算値
納期限	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 5月1日	納期限	
	加算値	261.71506	261.23835	261.00000	261.47671	261.23835	261.23835	261.47671	263.20000	262.07671	262.38356	262.22465	262.31506	加算値
納期限	令和3年 5月31日	令和3年 6月30日	令和3年 8月2日	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	令和3年 11月1日	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 5月2日	納期限	
	加算値	349.30136	348.74246	348.17534	348.81095	348.49040	348.16438	348.56164	350.20821	349.07671	349.38356	349.22465	349.07671	加算値

令和8年 8月に収納する場合の延滞金速算表

*この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別		7年度 市県民 1期	7年度 固定 2期	7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期		7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期		8年度 軽自 全期	8年度 固定 1期	8年度 市県民 1期	8年度 固定 2期	8年度 固定 年 度 期別			
納期限		令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日		令和8年 12月1日	令和8年 1月5日		令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日	令和8年 4月30日	令和8年 6月1日	令和8年 6月30日	令和8年 7月31日	納期限 納付日
納付日	1	91.61096	84.22192	76.76712	69.68219	62.46575	54.90411	46.50685	40.04384	32.54521	25.48767	17.83562	10.03014	2.62740	0.07671	1		
(注意)	3	92.10959	84.72055	77.26575	70.18082	62.96438	55.40274	47.00548	40.54247	33.04384	25.98630	18.33425	10.52877	3.12603	0.23014	3		
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	4	92.35890	84.96986	77.51507	70.43014	63.21370	55.65205	47.25479	40.79178	33.29315	26.23562	18.58356	10.77808	3.37534	0.30685	4		
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	5	92.60822	85.21918	77.76438	70.67945	63.46301	55.90137	47.50411	41.04110	33.54247	26.48493	18.83288	11.02740	3.62466	0.38356	5		
3. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	6	92.85753	85.46849	78.01370	70.92877	63.71233	56.15069	47.75342	41.29041	33.79178	26.73425	19.08219	11.27671	3.87397	0.46027	6		
4. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	7	93.10685	85.71781	78.26301	71.17808	63.96164	56.40000	48.00274	41.53973	34.04110	26.98356	19.33151	11.52603	4.12329	0.53699	7		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	8	93.35616	85.96712	78.51233	71.42740	64.21096	56.64932	48.25206	41.78904	34.29041	27.23288	19.58082	11.77534	4.37260	0.61370	8		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	9	93.60548	86.21644	78.76164	71.67671	64.46027	56.89863	48.50137	42.03836	34.53973	27.48219	19.83014	12.02466	4.62192	0.69041	9		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	10	93.85479	86.46575	79.01096	71.92603	64.70959	57.14795	48.75069	42.28767	34.78904	27.73151	20.07945	12.27379	4.87123	0.76712	10		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	11	94.10411	86.71507	79.26027	72.17534	64.95890	57.39726	49.00000	42.53699	35.03836	27.98082	20.32877	12.52329	5.12055	0.84384	11		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	12	94.35342	86.96438	79.50959	72.42466	65.20822	57.64658	49.24932	42.78630	35.28767	28.23014	20.57808	12.72260	5.36986	0.92055	12		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	13	94.60274	87.21370	79.75890	72.67397	65.45753	57.89589	49.49863	43.03562	35.53699	28.47945	20.82740	13.02192	5.61918	0.99726	13		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	14	94.85205	87.46301	80.00822	72.92329	65.70685	58.14521	49.74795	43.28493	35.78630	28.72877	21.07671	13.27123	5.86849	1.07397	14		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	15	95.10137	87.71233	80.25753	73.17260	65.95616	58.39452	49.99726	43.53425	36.03562	28.97808	21.32603	13.52055	6.11781	1.15068	15		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	16	95.35068	87.96164	80.50685	73.42192	66.20548	58.64384	50.24658	43.78356	36.28493	29.22740	21.57534	13.76986	6.36712	1.22740	16		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	17	95.60000	88.21096	80.75616	73.67123	66.45479	58.89315	50.49589	44.03288	36.53425	29.47671	21.82466	14.01918	6.61644	1.30411	17		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	18	95.84931	88.46027	81.00548	73.92055	66.70411	59.14247	50.74521	44.28219	36.78356	29.72603	22.07397	14.26849	6.86575	1.38082	18		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	19	96.09863	88.70959	81.25479	74.16986	66.95342	59.39178	50.99452	44.53151	37.03288	29.97534	22.32329	14.51781	7.11507	1.45753	19		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	20	96.34794	88.95890	81.50411	74.41918	67.20274	59.64110	51.24384	44.78082	37.28219	30.22466	22.57260	14.76712	7.36438	1.53425	20		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	21	96.59726	89.20822	81.75342	74.66849	67.45205	59.89041	51.49315	45.03014	37.53151	30.47397	22.82192	15.01644	7.61370	1.61096	21		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	22	96.84657	89.45753	82.00274	74.91781	67.70137	60.13973	51.74247	45.27945	37.78082	30.72329	23.07123	15.26575	7.86301	1.68767	22		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	23	97.09589	89.70685	82.25205	75.16712	67.95069	60.38904	51.99178	45.52877	38.03014	30.97260	23.32055	15.51507	8.11233	1.76438	23		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	24	97.34521	89.95616	82.50137	75.41644	68.20000	60.63836	52.24110	45.77808	38.27945	31.22192	23.56986	15.76438	8.36164	1.84110	24		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	25	97.59452	90.20548	82.75068	75.66575	68.44932	60.88767	52.49041	46.02740	38.52877	31.47123	23.81918	16.01370	8.61096	1.91781	25		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	26	97.84384	90.45479	83.00000	75.91507	68.69863	61.13699	52.73973	46.27671	38.77808	31.72055	24.06849	16.26301	8.86027	1.99452	26		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	27	98.09315	90.70411	83.24931	76.16438	68.94795	61.38630	52.98904	46.52603	39.02740	31.96986	24.31781	16.51233	9.10959	2.07123	27		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	28	98.34247	90.95342	83.49863	76.41370	69.19726	61.63562	53.23836	46.77534	39.27671	32.21918	24.56712	16.76164	9.35890	2.14795	28		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	29	98.59178	91.20274	83.74795	76.66301	69.44658	61.88493	53.48767	47.02466	39.52603	32.46849	24.81644	17.01096	9.60822	2.22466	29		
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	30	98.84110	91.45205	83.99726	76.91233	69.69589	62.13425	53.73699	47.27397	39.77534	32.71781	25.06575	17.26027	9.85753	2.30137	30		
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	31	99.09041	91.70137	84.24658	77.16164	69.94521	62.38356	53.98630	47.52329	40.02466	32.96712	25.31507	17.50959	10.10685	2.37808	31		

*右の納期限分は、同じタテ欄の納付日の数値にそれぞれの加算値を加えて計算する。	納期限	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	納期限
	加算値	86.76164	87.00000	86.76164	87.00000	87.00000	87.00000	86.76164	86.81644	87.83835	88.14520	87.98630	88.31507	88.42740
納期限	令和5年 6月30日	令和5年 7月31日	令和5年 8月31日	令和5年 9月30日	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	令和5年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	納期限	
	加算値	174.23835	174.23835	174.47671	173.76164	174.47671	174.47671	176.20000	174.90411	175.14520	174.74794	175.31507	175.90411	175.90411
納期限	令和4年 6月30日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	令和4年 1月28日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 5月1日	令和5年 5月31日	納期限	
	加算値	261.23835	261.00000	261.47671	261.23835	261.23835	261.47671	263.20000	262.07671	262.38356	262.22465	262.31506	263.14246	263.14246
納期限	令和3年 6月30日	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	令和3年 11月1日	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	令和3年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 5月1日	令和4年 5月31日	令和4年 5月31日	納期限	
	加算値	348.74246	348.17534	348.81095	348.49040	348.16438	348.56164	350.20821	349.07671	349.38356	349.22465	349.07671	350.14246	350.14246

令和8年 9月に収納する場合の延滞金速算表

*この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別		7年度 固定 2期	7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期	7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期	8年度 軽自 全期	8年度 固定 1期	8年度 市県民 1期	8年度 固定 2期	8年度 市県民 2期	主要税目 年 度 期別			
納期限		令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日	令和8年 4月30日	令和8年 6月1日	令和8年 6月30日	令和8年 7月31日	納期限 8月31日	
納付日	1	91.95068	84.49589	77.41096	70.19452	62.63288	54.23562	47.77260	40.27397	33.21644	25.56438	17.75890	10.35616	2.62740	0.07671	1
(注意)	3	92.44931	84.99452	77.90959	70.69315	63.13151	54.73425	48.27123	40.77260	33.71507	26.06301	18.25753	10.85479	3.12603	0.23014	3
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	4	92.69863	85.24384	78.15890	70.94247	63.38082	54.98356	48.52055	41.02192	33.96438	26.31233	18.50685	11.10411	3.37534	0.30685	4
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	5	92.94794	85.49315	78.40822	71.19178	63.63014	55.23288	48.76986	41.27123	34.21370	26.56164	18.75616	11.35342	3.62466	0.38356	5
3. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	6	93.19726	85.74247	78.65753	71.44110	63.87945	55.48219	49.01918	41.52055	34.46301	26.81096	19.00548	11.60274	3.87397	0.46027	6
4. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	7	93.44658	85.99178	78.90685	71.69041	64.12877	55.73151	49.26849	41.76986	34.71233	27.06027	19.25479	11.85205	4.12329	0.53699	7
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	8	93.69589	86.24110	79.15616	71.93973	64.37808	55.98082	49.51781	42.01918	34.96164	27.30959	19.50411	12.10137	4.37260	0.61370	8
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	9	93.94521	86.49041	79.40548	72.18904	64.62740	56.23014	49.76712	42.26849	35.21096	27.55890	19.75342	12.35069	4.62192	0.69041	9
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	10	94.19452	86.73973	79.65479	72.43836	64.87671	56.47945	50.01644	42.51781	35.46027	27.80822	20.00274	12.60000	4.87123	0.76712	10
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	11	94.44384	86.98904	79.90411	72.68767	65.12603	56.72877	50.26575	42.76712	35.70959	28.05753	20.25205	12.84932	5.12055	0.84384	11
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	12	94.69315	87.23836	80.15342	72.93699	65.37534	56.97808	50.51507	43.01644	35.95890	28.30685	20.50137	13.09863	5.36986	0.92055	12
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	13	94.94247	87.48767	80.40274	73.18630	65.62466	57.22740	50.76438	43.26575	36.20822	28.55616	20.75069	13.34795	5.61918	0.99726	13
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	14	95.19178	87.73699	80.65205	73.43562	65.87397	57.47671	51.01370	43.51507	36.45753	28.80548	21.00000	13.59726	5.86849	1.07397	14
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	15	95.44110	87.98630	80.90137	73.68493	66.12329	57.72603	51.26301	43.76438	36.70685	29.05479	21.24932	13.84658	6.11781	1.15068	15
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	16	95.69041	88.23562	81.15068	73.93425	66.37260	57.97534	51.51233	44.01370	36.95616	29.30411	21.49863	14.09589	6.36712	1.22740	16
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	17	95.93973	88.48493	81.40000	74.18356	66.62192	58.22466	51.76164	44.26301	37.20548	29.55342	21.74795	14.34521	6.61644	1.30411	17
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	18	96.18904	88.73425	81.64932	74.43288	66.87123	58.47397	52.01096	44.51233	37.45479	29.80274	21.99726	14.59452	6.86575	1.38082	18
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	19	96.43836	88.98356	81.89863	74.68219	67.12055	58.72329	52.26027	44.76164	37.70411	30.05206	22.24658	14.84384	7.11507	1.45753	19
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	20	96.68767	89.23288	82.14795	74.93151	67.36986	58.97260	52.50959	45.01096	37.95342	30.30137	22.49589	15.09315	7.36438	1.53425	20
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	21	96.93699	89.48219	82.39726	75.18082	67.61918	59.22192	52.75890	45.26027	38.20274	30.55069	22.74521	15.34247	7.61370	1.61096	21
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	22	97.18630	89.73151	82.64658	75.43014	67.86849	59.47123	53.00822	45.50959	38.45206	30.80000	22.99452	15.59178	7.86301	1.68767	22
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	23	97.43562	89.98082	82.89589	75.67945	68.11781	59.72055	53.25753	45.75890	38.70137	31.04932	23.24384	15.84110	8.11233	1.76438	23
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	24	97.68493	90.23014	83.14521	75.92877	68.36712	59.96986	53.50685	46.00822	38.95069	31.29863	23.49315	16.09041	8.36164	1.84110	24
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	25	97.93425	90.47945	83.39452	76.17808	68.61644	60.21918	53.75616	46.25753	39.20000	31.54795	23.74247	16.33973	8.61096	1.91781	25
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	26	98.18356	90.72877	83.64384	76.42740	68.86575	60.46849	54.00548	46.50685	39.44932	31.79726	23.99178	16.58904	8.86027	1.99452	26
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	27	98.43288	90.97808	83.89315	76.67671	69.11507	60.71781	54.25479	46.75616	39.69863	32.04658	24.24110	16.83836	9.10959	2.07123	27
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	28	98.68219	91.22740	84.14247	76.92603	69.36438	60.96712	54.50411	47.00548	39.94795	32.29589	24.49041	17.08767	9.35890	2.14795	28
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	29	98.93151	91.47671	84.39178	77.17534	69.61370	61.21644	54.75343	47.25479	40.19726	32.54521	24.73973	17.33699	9.60822	2.22466	29
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	30	99.18082	91.72603	84.64110	77.42466	69.86301	61.46575	55.00274	47.50411	40.44658	32.79452	24.98904	17.58630	9.85753	2.30137	30
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	1	99.43014	91.97534	84.89041	77.67397	70.11233	61.71507	55.25206	47.75342	40.69589	33.04384	25.23836	17.83562	10.10685	2.55068	31

納期限	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	納期限	
	加算値	87.00000	86.76164	87.00000	87.00000	86.76164	86.81644	87.83835	88.14520	87.98630	88.31507	88.42740	88.98356	加算値
納期限	令和5年 7月31日	令和5年 8月31日	令和5年 9月30日	令和5年 10月31日	令和5年 10月2日	令和5年 11月30日	令和5年 11月30日	令和5年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	納期限 7月1日
	加算値	174.23835	174.47671	173.76164	174.23835	174.47671	176.20000	174.90411	175.14520	174.74794	175.31507	175.90411	175.74520	加算値
納期限	令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	令和4年 1月31日	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 4月30日	令和5年 5月31日	令和5年 6月30日	納期限 6月30日
	加算値	261.00000	261.47671	261.23835	261.23835	261.47671	263.20000	262.07671	262.38356	262.22465	262.31506	263.14246	263.22191	加算値
納期限	令和3年 8月2日	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	令和3年 10月31日	令和3年 11月1日	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 6月30日	納期限 納期限
	加算値	348.17534	348.81095	348.49040	348.16438	348.56164	350.20821	349.07671	349.38356	349.22465	349.07671	350.14246	350.22191	加算値

令和8年 10月に収納する場合の延滞金速算表

* この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別		7年度 市県民 2期	7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期	7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期	8年度 軽自 全期	8年度 固定 1期	8年度 市県民 1期	8年度 固定 2期	8年度 市県民 2期	8年度 固定 3期	主要税目 年 度 期別			
納期限		令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和8年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日	令和8年 4月30日	令和8年 6月1日	令和8年 6月30日	令和8年 7月31日	令和8年 8月31日	令和8年 9月30日	納付日
納付日	1	91.97534	84.89041	77.67397	70.11233	61.71507	55.25206	47.75342	40.69589	33.04384	25.23836	17.83562	10.10685	2.55068	0.07671	1
(注意)	2	92.22466	85.13973	77.92329	70.36164	61.96438	55.50137	48.00274	40.94521	33.29315	25.48767	18.08493	10.35616	2.80000	0.15342	2
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	3	92.47397	85.38904	78.17260	70.61096	62.21370	55.75069	48.25206	41.19452	33.54247	25.73699	18.33425	10.60548	3.04932	0.23014	3
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	4	92.72329	85.63836	78.42192	70.86027	62.46301	56.00000	48.50137	41.44384	33.79178	25.98630	18.58356	10.85479	3.29863	0.30685	4
3. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	5	92.97260	85.88767	78.67123	71.10959	62.71233	56.24932	48.75069	41.69315	34.04110	26.23562	18.83288	11.10411	3.54795	0.38356	5
4. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	6	93.22192	86.13699	78.92055	71.35890	62.96164	56.49863	49.00000	41.94247	34.29041	26.48493	19.08219	11.35342	3.79726	0.46027	6
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	7	93.47123	86.38630	79.16986	71.60822	63.21096	56.74795	49.24932	42.19178	34.53973	26.73425	19.33151	11.60274	4.04658	0.53699	7
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	8	93.72055	86.63562	79.41918	71.85753	63.46027	56.99726	49.49863	42.44110	34.78904	26.98356	19.58082	11.85205	4.29589	0.61370	8
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	9	93.96986	86.88493	79.66849	72.10685	63.70959	57.24658	49.74795	42.69041	35.03836	27.23288	19.83014	12.10137	4.54521	0.69041	9
この範囲の値の場合には、最後の頁の記載を参考に対応してください。	10	94.21918	87.13425	79.91781	72.35616	63.95890	57.49589	49.99726	42.93973	35.28767	27.48219	20.07945	12.35069	4.79452	0.76712	10
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	11	94.46849	87.38356	80.16712	72.60548	64.20822	57.74521	50.24658	43.18904	35.53699	27.73151	20.32877	12.60000	5.04384	0.84384	11
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	12	94.71781	87.63288	80.41644	72.85479	64.45753	57.99452	50.49589	43.43836	35.78630	27.98082	20.57808	12.84932	5.29315	0.92055	12
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	13	94.96712	87.88219	80.66575	73.10411	64.70685	58.24384	50.74521	43.68767	36.03562	28.23014	20.82740	13.09863	5.54247	0.99726	13
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	14	95.21644	88.13151	80.91507	73.35342	64.95616	58.49315	50.99452	43.93699	36.28493	28.47945	21.07671	13.34795	5.79178	1.07397	14
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	15	95.46575	88.38082	81.16438	73.60274	65.20548	58.74247	51.24384	44.18630	36.53425	28.72877	21.32603	13.59726	6.04110	1.15068	15
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	16	95.71507	88.63014	81.41370	73.85206	65.45479	58.99178	51.49315	44.43562	36.78356	28.97808	21.57534	13.84658	6.29041	1.22740	16
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	17	95.96438	88.87945	81.66301	74.10137	65.70411	59.24110	51.74247	44.68493	37.03288	29.22740	21.82466	14.09589	6.53973	1.30411	17
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	18	96.21370	89.12877	81.91233	74.35069	65.95343	59.49041	51.99178	44.93425	37.28219	29.47671	22.07397	14.34521	6.78904	1.38082	18
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	19	96.46301	89.37808	82.16164	74.60000	66.20274	59.73973	52.24110	45.18356	37.53151	29.72603	22.32329	14.59452	7.03836	1.45753	19
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	20	96.71233	89.62740	82.41096	74.84932	66.45206	59.98904	52.49041	45.43288	37.78082	29.97534	22.57260	14.84384	7.28767	1.53425	20
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	21	96.96164	89.87671	82.66027	75.09863	66.70137	60.23836	52.73973	45.68219	38.03014	30.22466	22.82192	15.09315	7.53699	1.61096	21
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	22	97.21096	90.12603	82.90959	75.34795	66.95069	60.48767	52.98904	45.93151	38.27945	30.47397	23.07123	15.34247	7.78630	1.68767	22
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	23	97.46027	90.37534	83.15890	75.59726	67.20000	60.73699	53.23836	46.18082	38.52877	30.72329	23.32055	15.59178	8.03562	1.76438	23
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	24	97.70959	90.62466	83.40822	75.84658	67.44932	60.98630	53.48767	46.43014	38.77808	30.97260	23.56986	15.84110	8.28493	1.84110	24
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	25	97.95890	90.87397	83.65753	76.09589	67.69863	61.23562	53.73699	46.67945	39.02740	31.22192	23.81918	16.09041	8.53425	1.91781	25
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	26	98.20822	91.12329	83.90685	76.34521	67.94795	61.48493	53.98630	46.92877	39.27671	31.47123	24.06849	16.33973	8.78356	1.99452	26
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	27	98.45753	91.37260	84.15616	76.59452	68.19726	61.73425	54.23562	47.17808	39.52603	31.72055	24.31781	16.58904	9.03288	2.07123	27
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	28	98.70685	91.62192	84.40548	76.84384	68.44658	61.98356	54.48493	47.42740	39.77534	31.96986	24.56712	16.83836	9.28219	2.14795	28
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	29	98.95616	91.87123	84.65479	77.09315	68.69589	62.23288	54.73425	47.67671	40.02466	32.21918	24.81644	17.08767	9.53151	2.22466	29
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	30	99.20548	92.12055	84.90411	77.34247	68.94521	62.48219	54.98356	47.92603	40.27397	32.46849	25.06575	17.33699	9.78082	2.30137	30
※ 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	31	99.45479	92.36986	85.15342	77.59178	69.19452	62.73151	55.23288	48.17534	40.52329	32.71781	25.31507	17.58630	10.03014	2.37808	31

納期限	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	納期限
加算値	86.76164	87.00000	87.00000	86.76164	86.81644	87.83835	88.14520	87.98630	88.31507	88.42740	88.98356	89.32329	加算値
納期限	令和5年 8月31日	令和5年 10月2日	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	令和5年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	納期限
加算値	174.47671	173.76164	174.23835	174.47671	176.20000	174.90411	175.14520	174.74794	175.31507	175.90411	175.74520	176.32329	加算値
納期限	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 5月31日	令和5年 6月30日	令和5年 7月31日	納期限	
加算値	261.47671	261.23835	261.23835	261.47671	263.20000	262.07671	262.38356	262.22465	262.31506	263.14246	263.22191	263.56164	加算値
納期限	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	令和3年 11月1日	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 8月1日	納期限	
加算値	348.81095	348.49040	348.16438	348.56164	350.20821	349.07671	349.38356	349.22465	349.07671	350.14246	350.22191	350.32328	加算値

令和8年 11月に収納する場合の延滞金速算表

*この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別		7年度 固定 3期	7年度 市県民 3期		7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期		8年度 軽自 全期	8年度 固定 1期	8年度 市県民 1期	8年度 固定 2期	8年度 市県民 2期	8年度 固定 3期	8年度 市県民 3期	主要税目 年 度 期別	
納期限		令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日	令和8年 4月30日	令和8年 6月1日	令和8年 6月30日	令和8年 7月31日	令和8年 8月31日	令和8年 9月30日	令和8年 11月2日	
納付日	1	92.61918	85.40274	77.84110	69.44384	62.98082	55.48219	48.42466	40.77260	32.96712	25.56438	17.83562	10.27945	2.62740	1	
(注意)	2	92.86849	85.65205	78.09041	69.69315	63.23014	55.73151	48.67397	41.02192	33.21644	25.81370	18.08493	10.52877	2.87671	2	
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	3	93.11781	85.90137	78.33973	69.94247	63.47945	55.98082	48.92329	41.27123	33.46575	26.06301	18.33425	10.77808	3.12603	0.07671	3
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	4	93.36712	86.15069	78.58904	70.19178	63.72877	56.23014	49.17260	41.52055	33.71507	26.31233	18.58356	11.02740	3.37534	0.15342	4
3. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	5	93.61644	86.40000	78.83836	70.44110	63.97808	56.47945	49.42192	41.76986	33.96438	26.56164	18.83288	11.27671	3.62466	0.23014	5
4. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	6	93.86575	86.64932	79.08767	70.69041	64.22740	56.72877	49.67123	42.01918	34.21370	26.81096	19.08219	11.52603	3.87397	0.30685	6
5. 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	7	94.11507	86.89863	79.33699	70.93973	64.47671	56.97808	49.92055	42.26849	34.46301	27.06027	19.33151	11.77534	4.12329	0.38356	7
6. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	8	94.36438	87.14795	79.58630	71.18904	64.72603	57.22740	50.16986	42.51781	34.71233	27.30959	19.58082	12.02466	4.37260	0.46027	8
7. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	9	94.61370	87.39726	79.83562	71.43836	64.97534	57.47671	50.41918	42.76712	34.96164	27.55890	19.83014	12.27397	4.62192	0.53699	9
8. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	10	94.86301	87.64658	80.08493	71.68767	65.22466	57.72603	50.66849	43.01644	35.21096	27.80822	20.07945	12.52329	4.87123	0.61370	10
9. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	11	95.11233	87.89589	80.33425	71.93699	65.47397	57.97534	50.91781	43.26575	35.46027	28.05753	20.32877	12.77260	5.12055	0.69041	11
10. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	12	95.36164	88.114521	80.58356	72.18630	65.72329	58.22466	51.16712	43.51507	35.70959	28.30685	20.57808	13.02192	5.36986	0.76712	12
11. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	13	95.61096	88.39452	80.83288	72.43562	65.97260	58.47397	51.41644	43.76438	35.95890	28.55616	20.82740	13.27123	5.61918	0.84384	13
12. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	14	95.86027	88.64384	81.08219	72.68493	66.22192	58.72329	51.66575	44.01370	36.20822	28.80548	21.07671	13.52055	5.86849	0.92055	14
13. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	15	96.10959	88.89315	81.33151	72.93425	66.47123	58.97260	51.91507	44.26301	36.45753	29.05479	21.32603	13.76986	6.11781	0.99726	15
14. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	16	96.35890	89.14247	81.58082	73.18356	66.72055	59.22192	52.16438	44.51233	36.70685	29.30411	21.57534	14.01918	6.36712	1.07397	16
15. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	17	96.60822	89.39178	81.83014	73.43288	66.96986	59.47123	52.41370	44.76164	36.95616	29.55342	21.82466	14.26849	6.61644	1.15068	17
16. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	18	96.85753	89.64110	82.07945	73.68219	67.21918	59.72055	52.66301	45.01096	37.20548	29.80274	22.07397	14.51781	6.86575	1.22740	18
17. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	19	97.10685	89.89041	82.32877	73.93151	67.46849	59.96986	52.91233	45.26027	37.45479	30.05206	22.32329	14.76712	7.11507	1.30411	19
18. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	20	97.35616	90.13973	82.57808	74.18082	67.71781	60.21918	53.16164	45.50959	37.70411	30.30137	22.57260	15.01644	7.36438	1.38082	20
19. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	21	97.60548	90.38904	82.82740	74.43014	67.96712	60.46849	53.41096	45.75890	37.95342	30.55069	22.82192	15.26575	7.61370	1.45753	21
20. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	22	97.85479	90.63836	83.07671	74.67945	68.21644	60.71781	53.66027	46.00822	38.20274	30.80000	23.07123	15.51507	7.86301	1.53425	22
21. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	23	98.10411	90.88767	83.32603	74.92877	68.46575	60.96712	53.90959	46.25753	38.45206	31.04932	23.32055	15.76438	8.11233	1.61096	23
22. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	24	98.35342	91.13699	83.57534	75.17808	68.71507	61.21644	54.15890	46.50685	38.70137	31.29863	23.56986	16.01370	8.36164	1.68767	24
23. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	25	98.60274	91.38630	83.82466	75.42740	68.96438	61.46575	54.40822	46.75616	38.95069	31.54795	23.81918	16.26301	8.61096	1.76438	25
24. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	26	98.85205	91.63562	84.07397	75.67671	69.21370	61.71507	54.65753	47.00548	39.20000	31.79726	24.06849	16.51233	8.86027	1.84110	26
25. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	27	99.10137	91.88493	84.32329	75.92603	69.46301	61.96438	54.90685	47.25479	39.44932	32.04658	24.31781	16.76164	9.10959	1.91781	27
26. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	28	99.35069	92.13425	84.57260	76.17534	69.71233	62.21370	55.15616	47.50411	39.69863	32.29589	24.56712	17.01096	9.35890	1.99452	28
27. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	29	99.60000	92.38356	84.82192	76.42466	69.96164	62.46301	55.40548	47.75342	39.94795	32.54521	24.81644	17.26027	9.60822	2.07123	29
28. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	30	99.84932	92.63288	85.07123	76.67397	70.21096	62.71233	55.65479	48.00274	40.19726	32.79452	25.06575	17.50959	9.85753	2.14795	30
29. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	1	100.09863	92.88219	85.32055	76.92329	70.46027	62.96164	55.90411	48.25206	40.44658	33.04384	25.31507	17.75890	10.10685	2.22466	31

納期限	令和6年 9月30日	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	納期限
	加算値	87.00000	87.00000	86.76164	86.81644	87.83835	88.14520	87.98630	88.31507	88.42740	88.98356	89.32329	89.42466
納期限	令和5年 10月2日	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	令和6年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	納期限
納期限	173.76164	174.23835	174.47671	176.20000	174.90411	175.14520	174.74794	175.31507	175.90411	175.74520	176.32329	176.18630	納期限
	加算値	261.23835	261.23835	261.47671	263.20000	262.07671	262.38356	262.22465	262.31506	263.14246	263.22191	263.56164	263.90137
納期限	令和3年 9月30日	令和3年 10月31日	令和3年 11月30日	令和4年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 5月1日	令和5年 5月31日	令和6年 6月30日	令和6年 7月31日	令和6年 8月31日	納期限
加算値	348.49040	348.16438	348.56164	350.20821	349.07671	349.38356	349.22465	349.07671	350.14246	350.22191	350.32328	350.90136	加算値

令和8年 12月に収納する場合の延滞金速算表

*この表は税額千円に対する延滞金額を表示しています。

主要税目の年度・期別		7年度 市県民 3期		7年度 固定 4期	7年度 市県民 4期		8年度 軽自 全期	8年度 固定 1期	8年度 市県民 1期	8年度 固定 2期	8年度 市県民 2期	8年度 固定 3期	8年度 市県民 3期		主要税目 年 度 期 別	
納期限		令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和8年 1月5日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日	令和8年 4月30日	令和8年 6月1日	令和8年 6月30日	令和8年 7月31日	令和8年 8月31日	令和8年 9月30日	令和8年 11月2日	令和8年 11月30日	納期限 納付日
納付日	1	92.88219	85.32055	76.92329	70.46027	62.96164	55.90411	48.25206	40.44658	33.04384	25.31507	17.75890	10.10685	2.22466	0.07671	1
(注意)	2	93.13151	85.56986	77.17260	70.70959	63.21096	56.15343	48.50137	40.69589	33.29315	25.56438	18.00822	10.35616	2.30137	0.15342	2
1. 税額 2,000円未満は延滞金を徴収しない。	3	93.38082	85.81918	77.42192	70.95890	63.46027	56.40274	48.75069	40.94521	33.54247	25.81370	18.25753	10.60548	2.55068	0.23014	3
2. 税額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。	4	93.63014	86.06849	77.67123	71.20822	63.70959	56.65206	49.00000	41.19452	33.79178	26.06301	18.50685	10.85479	2.80000	0.30685	4
3. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	5	93.87945	86.31781	77.92055	71.45753	63.95890	56.90137	49.24932	41.44384	34.04110	26.31233	18.75616	11.10411	3.04932	0.38356	5
4. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	6	94.12877	86.56712	78.16986	71.70685	64.20822	57.15069	49.49863	41.69315	34.29041	26.56164	19.00548	11.35342	3.29863	0.46027	6
5. 算出した延滞金の100円未満の端数の額が、3円程度以下の場合、正式計算で当該100円を下回ることがあります。	7	94.37808	86.81644	78.41918	71.95616	64.45753	57.40000	49.74795	41.94247	34.53973	26.81096	19.25479	11.60274	3.54795	0.53699	7
6. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	8	94.62740	87.06575	78.66849	72.20548	64.70685	57.64932	49.99726	42.19178	34.78904	27.06027	19.50411	11.85205	3.79726	0.61370	8
7. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	9	94.87671	87.31507	78.91781	72.45479	64.95616	57.89863	50.24658	42.44110	35.03836	27.30959	19.75342	12.10137	4.04658	0.69041	9
8. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	10	95.12603	87.56438	79.16712	72.70411	65.20548	58.14795	50.49589	42.69041	35.28767	27.55890	20.00274	12.35069	4.29589	0.76712	10
9. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	11	95.37534	87.81370	79.41644	72.95343	65.45479	58.39726	50.74521	42.93973	35.53699	27.80822	20.25205	12.60000	4.54521	0.84384	11
10. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	12	95.62466	88.06301	79.66575	73.20274	65.70411	58.64658	50.99452	43.18904	35.78630	28.05753	20.50137	12.84932	4.79452	0.92055	12
11. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	13	95.87397	88.31233	79.91507	73.45206	65.95343	58.89589	51.24384	43.43836	36.03562	28.30685	20.75069	13.09863	5.04384	0.99726	13
12. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	14	96.12329	88.56164	80.16438	73.70137	66.20274	59.14521	51.49315	43.68767	36.28493	28.55616	21.00000	13.34795	5.29315	1.07397	14
13. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	15	96.37260	88.81096	80.41370	73.95069	66.45206	59.39452	51.74247	43.93699	36.53425	28.80548	21.24932	13.59726	5.54247	1.15068	15
14. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	16	96.62192	89.06027	80.66301	74.20000	66.70137	59.64384	51.99178	44.18630	36.78356	29.05479	21.49863	13.84658	5.79178	1.22740	16
15. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	17	96.87123	89.30959	80.91233	74.44932	66.95069	59.89315	52.24110	44.43562	37.03288	29.30411	21.74795	14.09589	6.04110	1.30411	17
16. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	18	97.12055	89.55890	81.16164	74.69863	67.20000	60.14247	52.49041	44.68493	37.28219	29.55342	21.99726	14.34521	6.29041	1.38082	18
17. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	19	97.36986	89.80822	81.41096	74.94795	67.44932	60.39178	52.73973	44.93425	37.53151	29.80274	22.24658	14.59452	6.53973	1.45753	19
18. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	20	97.61918	90.05753	81.66027	75.19726	67.69863	60.64110	52.98904	45.18356	37.78082	30.05206	22.49589	14.84384	6.78904	1.53425	20
19. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	21	97.86849	90.30685	81.90959	75.44658	67.94795	60.89041	53.23836	45.43288	38.03014	30.30137	22.74521	15.09315	7.03836	1.61096	21
20. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	22	98.11781	90.55616	82.15890	75.69589	68.19726	61.13973	53.48767	45.68219	38.27945	30.55069	22.99452	15.34247	7.28767	1.68767	22
21. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	23	98.36712	90.80548	82.40822	75.94521	68.44658	61.38904	53.73699	45.93151	38.52877	30.80000	23.24384	15.59178	7.53699	1.76438	23
22. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	24	98.61644	91.05479	82.65753	76.19452	68.69589	61.63836	53.98630	46.18082	38.77808	31.04932	23.49315	15.84110	7.78630	1.84110	24
23. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	25	98.86575	91.30411	82.90685	76.44384	68.94521	61.88767	54.23562	46.43014	39.02740	31.29863	23.74247	16.09041	8.03562	1.91781	25
24. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	26	99.11507	91.55343	83.15616	76.69315	69.19452	62.13699	54.48493	46.67945	39.27671	31.54795	23.99178	16.33973	8.28493	1.99452	26
25. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	27	99.36438	91.80274	83.40548	76.94247	69.44384	62.38630	54.73425	46.92877	39.52603	31.79726	24.24110	16.58904	8.53425	2.07123	27
26. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	28	99.61370	92.05206	83.65480	77.19178	69.69315	62.63562	54.98356	47.17808	39.77534	32.04658	24.49041	16.83836	8.78356	2.14795	28
27. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	29	99.86301	92.30137	83.90411	77.44110	69.94247	62.88493	55.23288	47.42740	40.02466	32.29589	24.73973	17.08767	9.03288	2.22466	29
28. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	30	100.11233	92.55069	84.15343	77.69041	70.19178	63.13425	55.48219	47.67671	40.27397	32.54521	24.98904	17.33699	9.28219	2.30137	30
29. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は徴収しない。	31	100.36164	92.80000	84.40274	77.93973	70.44110	63.38356	55.73151	47.92603	40.52329	32.79452	25.23836	17.58630	9.53151		31

納期限	令和6年 10月31日	令和6年 12月2日	令和7年 1月6日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 6月2日	令和7年 6月30日	令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	納期限
	加算値	87.00000	86.76164	86.81644	87.83835	88.14520	87.98630	88.31507	88.42740	88.98356	89.32329	89.42466	89.99178
納期限	令和5年 10月31日	令和5年 11月30日	令和6年 12月28日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 4月1日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日	令和6年 7月1日	令和6年 7月31日	令和6年 9月2日	令和6年 9月30日	納期限
納期限	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 12月28日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 5月1日	令和4年 5月31日	令和4年 6月30日	令和4年 7月31日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	納期限
	加算値	261.23835	261.47671	263.20000	262.07671	262.38356	262.22465	262.31506	263.12426	263.22191	263.56164	263.90137	263.75342
納期限	令和3年 11月1日	令和3年 11月30日	令和3年 12月28日	令和3年 1月31日	令和3年 2月28日	令和3年 3月31日	令和3年 5月2日	令和3年 5月31日	令和3年 6月30日	令和3年 8月1日	令和3年 8月31日	令和3年 9月30日	納期限
加算値	348.16438	348.56164	350.20821	349.07671	349.38356	349.22465	349.07671	350.14246	350.22191	350.32328	350.90136	351.23013	加算値